

## 伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行なう場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が伊勢原市内において行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所の施設整備に要する経費に対し補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象となるものは、「保育所等整備交付金の交付について」（令和元年6月6日厚生労働省発子0606第1号）別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）第3項の規定により、補助の対象となった保育所の施設整備に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

(補助対象事業の区分等)

第3条 補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）の区分、対象経費、交付基準等及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を希望する者は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 建物平面図及び立面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第6条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第5条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付請求書（第6号様式）に伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書又は伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助に係る事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 精算設計書
- (4) 建物平面図及び立面図
- (5) 検査済証の写し
- (6) 完成写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 事業が翌年度にわたるときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金年度終了実績報告書（第8号様式）に關係資料を添付して、補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第5条の交付決定の額又は第7条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第20条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成22年度の補助金に係る交付要望書は、第4条の規定に関わらず、平成23年2月28日までに提出することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日告示第41号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日告示第66号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年5月2日告示第80号）  
この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

整備区分	対象経費	交付基準等	負担割合	補助額
創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
大規模修繕等	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
防音壁整備	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
防犯対策の強化に係る整備	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
放課後児童クラブ専用室の併設	「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」（平成27年7月13日府子本第202号）別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」（以下「国放課後児童クラブ整備要綱」という。）に基づく整備	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱の額

※国交付要綱に基づく国庫補助金の内示を受けた事業のみ補助対象とする。

第1号様式（第4条、第6条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付（変更交付）申請額 円

2 補助事業等の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市民間保育所施設整備費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。





年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 変更交付決定額 円  
(変更前の交付決定額 円)

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(事務担当は、 )

第4号様式（第8条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

次のとおり伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）  
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第5号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を  
審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第6号様式（第10条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市民間保育所施設整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額    | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額    | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書の写し  
伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第7号様式（第11条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

補助事業者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 交付決定額        | 円 |
| 2 実績額          | 円 |
| 3 不用額          | 円 |
| 4 添付書類         |   |
| (1) 事業成果報告書    |   |
| (2) 収支決算書（見込み） |   |

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金年度終了実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

補助事業者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金に係る年度終了実績を次のとおり報告します。

1 交付決定額 円

2 実績額 円

3 不用額 円

4 添付書類

- (1) 事業成果報告書（見込み）
- (2) 収支決算書（見込み）
- (3) 進捗状況報告書

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金確定通知書

住所又は  
所在地

---

補助事業者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査した結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額         | 円 |

（事務担当は、 ）